

## 歯科技工所開設届出事項変更届

年 月 日

(宛先)

滋賀県 保健所長

開設者

住 所

氏 名

(法人については名称および主たる事務所の所在地)

次のとおり歯科技工所の開設届出事項に変更が生じたから、歯科技工士法第21条第1項の規定により届けます。

歯科技工所の名称		
開 設 の 場 所	電話番号 ( )	
変 更 日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
備 考		

注1 必要に応じて、次に掲げる書類を添付すること。

- (1)業務に従事する者の変更の場合、新たに業務に従事する者の免許証の写し(原本を提示すること。)
- (2)構造設備の変更の場合、変更後の技工所の平面図(技工所全体の間取図により作業机・水回り等の位置を明記すること。)

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。